

船舶事故調査報告書

平成22年11月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成22年8月14日（土） 21時30分ごろ
発生場所	広島県廿日市市 巖島北東岸 <small>はつかいち いづくしま</small> 安芸絵ノ島灯台から真方位308° 1.4海里（M）付近 <small>あきえのしま</small> （概位 北緯34° 18.3′ 東経132° 20.4′）
事故調査の経過	平成22年8月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	小型兼用船 第七七 <small>しちせい</small> 星丸、1.3トン 270-43015広島、個人所有 6.47m（Lr）×2.02m×0.77m、FRP ディーゼル機関、45kW、平成11年5月26日
乗組員等に関する情報	船長 男性 66歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年6月11日 免許証交付日 平成21年7月21日 （平成26年11月7日まで有効）
死傷者等	負傷 1人（同乗者）
損傷	船底に破口及び擦過傷
事故の経過	本船は、船長ほか5人が乗船し、廿日市市巖島神社大鳥居沖で行われた宮島水中花火大会を見物したのち、船首約0.6m、船尾約0.9mの喫水で、平成22年8月14日21時10分ごろ廿日市市巖島港を出港し、同県江田島市深江漁港に向けて帰途についた。 本船は、21時23分ごろ、安芸絵ノ島灯台から314°（真方位、以下同じ。）2.0M付近で、約147°の針路及び約5.5ノット（kn）の対地速力で、左舷前方のかき筏と右舷前方の巖島の海岸との間に向け、手動操舵により航行した。 船長は、かき筏に接近しなければ安全に航行できると思い、同乗者にサーチライトでかき筏を照射させていたが、巖島の海岸を照射させずに同海岸との距離を確認しないで南東進中、21時30分ごろ巖島北東岸の岩場に乗り揚げた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮流 約0.4knの北流、月齢 3.9
その他の事項	船長は、年に1度の宮島水中花火大会を見物に行くときにだけ巖島付近を航行しており、巖島北東岸には陸上灯火がないが、過去3度の花火大会

	<p>からの帰航時には、月明かりによって巖島の海岸が見えていた。本事故時は、月明かりがなく、乗揚場所付近の海岸が見えなかった。</p> <p>船長は、花火を見物中、缶ビール（350ml）1本を飲んだ。</p> <p>本船には、レーダー及びGPSプロッターが設置されていなかった。</p> <p>船長及び同乗者5人は、救命胴衣を着用していた。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、巖島北東岸とその沖に設置されたかき筏との間を南東進中、船長が、かき筏に接近しなければ安全に航行できると思い、左舷前方のかき筏をサーチライトで照射して接近しないように注意を払っていたが、陸上灯火がない巖島北東岸との距離を確認していなかったことから、巖島北東岸の岩場に接近していることに気付かずに航行し、同岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	あり	判明した事項の解析	<p>本船は、巖島北東岸とその沖に設置されたかき筏との間を南東進中、船長が、かき筏に接近しなければ安全に航行できると思い、左舷前方のかき筏をサーチライトで照射して接近しないように注意を払っていたが、陸上灯火がない巖島北東岸との距離を確認していなかったことから、巖島北東岸の岩場に接近していることに気付かずに航行し、同岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	あり								
判明した事項の解析	<p>本船は、巖島北東岸とその沖に設置されたかき筏との間を南東進中、船長が、かき筏に接近しなければ安全に航行できると思い、左舷前方のかき筏をサーチライトで照射して接近しないように注意を払っていたが、陸上灯火がない巖島北東岸との距離を確認していなかったことから、巖島北東岸の岩場に接近していることに気付かずに航行し、同岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、巖島北東岸とその沖に設置されたかき筏との間を南東進中、船長が、左舷前方のかき筏に接近しないように注意を払い、巖島北東岸の岩場との距離を確認していなかったため、同岩場に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>								